

【別紙3 法人の事業について】

事業 年度	自	平成31年4月1日	法人コード	A006236
	至	令和2年3月31日	法人名	公益財団法人プラザ・コム

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業の内容
公 1	福祉活動に携わっている団体、ボランティア団体等に対して、建物やその敷地を活動場所として無償で提供する事業。

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業の内容
収	

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業の内容
他 1	宝塚市が運営するフレミラ宝塚の敷地を同市へ無償で提供する事業。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率(%)
公 1	福祉活動に携わっている団体、ボランティア団体等に対して、建物やその敷地を活動場所として無償で提供する事業。	98.8

[1] 事業の概要について (注1)

当財団は、「市民参加型の福祉コミュニティの形成及び発展に寄与する」ことを目的に、ぷらざこむ1内に宝塚市社会福祉協議会ボランティア活動センター(以下、ボランティア活動センター)へ事務所スペースを無償提供し、更にぷらざこむ1をボランティア団体へ、ぷらざこむ2を障害者団体へ、こむの事業所をNPO法人こむの事業所へ、そしてこむの事業所を通して、NPO法人成年後見センター及び社会福祉法人宝塚市社会福祉協議会が宝塚市の委託を受けて運営する権利擁護支援センターと、宝塚市障害者就業生活支援センターへ、それぞれ活動場所として無償提供している。

ぷらざこむ1の概要

3階建ての建物(2,991.86平米)。1Fを活動スペース(575平米)として一般市民に提供しており、利用に当たって予約は受け付けておらず、誰もが利用できる。このスペースには机とイスが22セット備え付けられているほか、パソコンの利用や印刷を行うことができる。また、これ以外に倉庫とロッカースペースがあり、利用者登録されたボランティアグループが利用している。

2Fには、会議室(10部屋計388平米)、クッキングルーム(79平米)、プレイルーム(36平米)、レコーディングルーム(8平米)があり、利用者登録されたボランティアグループが利用している。3Fは、フリールーム(576平米)として利用者登録されたボランティアグループと一般グループが利用している。ここに一般グループが利用するにあたっては、ボランティアの発展、促進に貢献する内容であることを要件に、ぷらざこむ1内の登録ボランティアによって構成されたコミュニティ組織こむ1会による審査のもと貸与を決めている。屋外には工作室(40平米)があり、利用者登録されたボランティアグループが利用している。ぷらざこむ1の利用者の募集方法は、ホームページにて行うほか、ボランティア活動センターからの紹介によっている。2019年度、ぷらざこむ1で利用登録されているボランティアグループの数は56グループにのぼり、利用登録にあたっては、公益目的以外への貸与を防ぐため、利用申込書に次の5つの要件を設けている。

- 1) ボランティア活動センターに登録されていること。
- 2) ボランティア活動に1年間の実績があること。
- 3) 自立・独立したグループであること。
- 4) 「社会的課題」に取り組んでいるボランティアグループであること。
- 5) ぷらざこむ1内のコミュニティ組織である「こむ1会」のメンバーになることに同意できること。

利用申込後は、ボランティア活動センター、こむ1会、外部から宝塚市NPOセンターで構成される「ぷらざこむ1登録審査会」で審議し、それを元に可否を決定している。また、既存のグループについては、1年ごとに登録の更新を行っている。また、利用目的がボランティア活動から外れると思われるグループがあれば、当財団にて聞取調査を

行い、その調査を元にぷらざこむ1登録審査会で審査を行ない、問題があれば指導を行なう。指導に従わなければ登録受付を取り消すこともある。

ぷらざこむ2の概要

2階建ての建物(540平米)。1F並びに屋外には、多目的室(74平米)、防音室(20平米)、倉庫(25平米)、スポーツ広場(1500平米)があり、利用者登録された障害者グループが、音楽の練習や卓球、車イステニス等のために利用している。利用者の募集はホームページで行うほか、ぷらざこむ2の活動を広く周知してもらうため、毎年「夕暮れコンサート」を開き、約500人の市民、障害者が集まり交流をしている。2F(270平米)は、めふプラザ(社会福祉法人さざんか福祉会。)が、知的障害者の作業所(沙織織り、スタンドグラス、組み紐などの製作)として利用している。2019年度ぷらざこむ2で利用登録されているグループの数は9グループにのぼり、利用登録にあたっては、グループメンバーの50%以上が障害者で構成されていることを要件に設けている。グループの利用登録は、ぷらざこむ2の利用者で構成された「ぷらざこむ2利用者運営委員会」にて審査を行い、登録後は1年ごとに更新を行わなければならない。

こむの事業所の概要

2階建ての建物(1,840平米)。1Fは、NPO法人こむの事業所が障害者に対する就労支援の場として利用するほか、権利擁護支援センターは、高齢者や障害者が日常生活で不安があるなどの時など、専門の相談員が対応する。

2Fは、1Fと同様にこむの事業所が障害者に対する就労支援の場として利用するほか、障害者就労生活支援センター(宝塚市が社会福祉法人さざんか福祉会に委託実施している障害者等の就労を支援する機関)が、障害者等の民間事業所への就労促進を図っている。

当財団では、平成20年に財団理事長諮問機関として有識者からなる福祉文化研究会を設けていた。同会が、福祉コミュニティをさらに推進するために必要なものは、どのような事業であり施設なのかを研究した結果、「NPO法人こむの事業所事業計画」を理事長に答申し、平成21年5月31日の財団の理事会において同計画が承認された。次に福祉文化研究会では、この計画を責任をもって実行する人材の選定に入ったが、内容を把握している福祉文化研究会のメンバーが中心となるのが最も最良な選択と考え、NPO法人こむの事業所を平成22年1月26日に設立し、当該建物の利用者として選定された。また、福祉文化研究会により宝塚市障害者就業生活支援センター「あとむ」(宝塚市の擁護支援センターの一部門を担っている)と、「手をつなぐ育成会」が母体となるNPO法人成年後見センターとの連携が求められたことから、これらの2団体も利用者として選定された。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公	1
------	---	---

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
19	本事業は、福祉活動に携わっている団体、ボランティア団体等に対して活動場所の提供を行うものであり、市民参加型の福祉コミュニティの形成及び発展に寄与する点において、地域社会の健全な発展を目的とする事業であると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1)。)

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのかがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(11) 施設の貸与	1.当該施設の貸与が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.公益目的での貸与は、公益目的以外の貸与より優先して先予約を受け付けるなどの優遇をしているか。	1.定款第3条にて当財団の目的を「市民参加型の福祉コミュニティの形成及び発展に寄与すること」としている。 加えて、当法人が開設しているホームページでは、「すべての人にとって暮らしやすい街や社会を、市民の手で、実現されることを願う」と理念を掲げ、これを開示している。 また、ボランティア活動センターとして、当財団が無償提供する建物(ぶらざこむ1)には、宝塚市社会福祉協議会がボランティア活動センターを設けており、ボランティア活動を目的に同センターを訪れる方々に当法人の存在は広く認知されている。 2.ぶらざこむ1並びにぶらざこむ2は、利用登録していない団体または個人に貸与は行っていない。 こむの事業所は、NPO法人こむの事業所、成年後見センター、障害者就労生活支援センター以外への貸与は行っていない。	

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	宝塚市が運営するフレミラ宝塚の敷地を同市へ無償で提供する事業。	第4条第2項

事業の概要

宝塚市が運営するフレミラ宝塚の敷地を同市へ無償提供している。

フレミラ宝塚の概要

フレミラ宝塚（3,146.02 平米）は、老人福祉センター、大型児童センター、世代間交流事業、子ども家庭支援センターでの活動のため宝塚市が運営する建物である。公共の利益へ間接的に貢献できるとの考えから、当財団では当該敷地（3871.44 平米）を無償で提供している。

老人福祉センターは、高齢者の生きがい創造の多様な活動の場となることを目的としている。具体的には 259 の同好会（書道、絵画、陶芸など）、13 の教室（ヨガ、陶芸、囲碁など）の活動が行われ、年間 92,322 人の利用者が訪れている（2019 年度）。

大型児童センターは、地域児童館の統括し、中高生の居場所づくり、仲間作りの場となることを目的とし、文化活動、学習、運動の場の提供を行っている。年間 37,765 人の利用者が訪れ（2019 年度）、利用団体は 73 グループにのぼる。

世代間交流事業は、高齢者と子どもが自然と交流できる環境を提供することを目的としている。高齢者の同好会が囲碁、将棋、陶芸、お茶のクラブで子どもたちを指導し、一緒に楽しめるよう活動を行っている。

世代間交流祭り「わっしょいフレミラ秋祭り」を毎年開催し、高齢者から幼児まで大勢の来館者が訪れる。

子ども家庭支援センターは、子育て支援の中核的な役割を担う拠点となることを目的としている。ここでは、子どもに関する総合的な相談業務が行われ、年間 11,566 人の利用者が訪れている（2019 年度）。

このような福祉活動の整備が、ボランティア活動や障害者支援が身近なものとし、当財団が目的とする市民参加型の福祉コミュニティの形成及び発展に寄与することを意図している。

本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。